

邪馬台国と女王国

はじめに

小林 敏男

邪馬台国問題は、その論争史の長さ、参加した人数の多さで、論争史上特別な位置を占めている。邪馬台国論争という時、それは邪馬台国が畿内大和にあつたか、九州にあつたかという所在地論争が最大の論争点であるが、それは単純に場所探しという問題でなく、日本の古代国家の始源、古代国家形成史、国家形態（政治構造）にかかわる問題で、その重要性は計り知れないものがある。

江戸時代、本居宣長や新井白石に始まった論争は、現在もなお進行中であるが、当初の論争は、『古事記』『日本書紀』（以下、記・紀とする）にみるヤマト朝廷と中国史書（『魏志倭人伝』）にみる邪馬台国との関係をどうみるか、即ちその整合性をどうはかるかに関心があつた。紀の神功皇后紀に「魏志云」という形で注に『魏志倭人伝』（以下、魏志とする）が引用されていることによって、白石のように卑弥呼を神功皇后その人とみるか、宣長のように卑弥呼（ヒメコノ姫）は神功皇后（オキナガタラシ姫）の名であるが、実際に魏に使者を派遣したのは熊襲の女酋で、神功皇后の名を偽わつて送った私の使者であるとしている。神功皇后紀の「魏志云」の発遣記事には倭女王とあり（卑弥呼の名はあらわれない）、倭の女王は神功皇后以外にはありえないという立場が強調されていることもあって、神

功皇后が卑弥呼である基本的立場は動かなかった。ただ、鶴峰戊申^①になると、熊襲の卑弥呼といえる女子が神功皇后に擬して遣使したとしており、卑弥呼の熊襲よりの色合いが強くなってくる。

明治になると、有名な那珂通世の紀年論の修正となった讖緯説（辛酉革命説）がでてきて、卑弥呼の時代を神功皇后の時代とする紀の紀年論は修正され、卑弥呼は神功皇后から離れはじめる。明治期を代表する畿内大和論者の内藤湖南は、卑弥呼を倭姫命に比定した。また「男弟」を景行天皇とした。倭姫命は、垂仁天皇の皇女で、伊勢神宮の斎王であり、倭建命に草薙剣を賜与した女性として有名である。内藤は、「倭国の大乱」を崇神・垂仁二朝のこととしており、記・紀の文脈のなかで魏志をよみかえようとしている。一方の九州論者の雄であった白鳥庫吉は、邪馬台国を肥後国におき、卑弥呼は女王の尊称ではないとして、卑弥呼が神祇に奉侍していたことを強調する。白鳥は、那珂の『上世年紀考』によって、卑弥呼の時代を崇神天皇の時代と考えており、「当時皇朝の威力は未だ九州に及ばなかった」「九州北部が王化に靡いたのは景行朝から成務朝に互ってである」としている。白鳥にあっては、大和朝廷と邪馬台国が併存したという意見である。

戦後になると次第に記・紀文献と魏志の分離の方向性が明確になってきた。九州論者にあつては、ヤマト朝廷（記の）とは関係なく邪馬台国を論ずることができたし、畿内説にあつても、記紀の文脈にそつて邪馬台国を検討するのでなく、邪馬台国自体の究明の方が優先され、三世紀の邪馬台国段階と四世紀初のヤマト朝廷（ヤマト王権）段階とは区別された。これは考古学の成果にもとづく邪馬台国問題の解決の流れからでてきており、卑弥呼の邪馬台国の時代は弥生時代後期であり、前方後円墳の幕開きの時代（古墳時代）は卑弥呼の後の三世紀末から四世紀初頃という見解によるものであった。いわば前方後円墳を体现するのはヤマト王権（のち朝廷）であり、邪馬台国はそれ以前の時代として処理された。もっともこうした流れは、記紀と無関係に進行したというものでなく、紀の修正紀年論と

もむすびついている。戦前、卑弥呼の時代は皇統譜十代崇神天皇の時代であったが、戦後卑弥呼は崇神天皇の時代からも離れていった。那珂に代表される修正紀年では、記の崩年干支ほうねんかんしから崇神天皇の崩年干支戊寅年を西暦二五八年とみていたが、戦後水野祐などによって戊寅年をもう一運下げて三一八年とみる見解が支配的となり、これが古墳時代の幕開き三世紀末、四世紀初にうまく合致した。即ち、初国知らしし天皇である崇神天皇（ミマキイリヒコ）が記紀において実在性がはっきり確認できる最初の天皇であり、大和柳本古墳群にみる行燈山古墳（伝崇神陵）の存在からも初国し知らしし天皇（日本建国の王）としての天皇の存在がまさしくヤマト朝廷（王権）の初代天皇（実際は王にふさわしいものとして暗黙のうちにも認められていたのである。この考古学の見解は、九州論者にとつても受け入れやすい議論であった。魏志をみる限りその方角（南）や里数（一万二千里）からいっても女王国Ⅱ九州説は十分成立可能な議論であったからであり、古墳の圧倒的な中心的位置を占める畿内大和に対して、九州論では弥生時代のカメ古墓（鏡、剣、玉を副葬する）に有力なものがあつたからである。

考古学による邪馬台国論は、その科学性やその発掘のおどろくべき成果からみても、また記紀が史料として使えなくなつた現状からいっても、今日邪馬台国論争を独占してしまつた感がある。文献史料は限定されており、すでに魏志からの議論は底をついた感があるのに対して、考古学の方面からの成果はますます大きなものになっている。

ところがここにかけて古墳時代の幕開きが三世紀中葉ということまで五〇年ほど遡る見解が有力なものになってきた。三輪山のふもとと纏まきむく向遺跡のエリアにある箸墓古墳はしぼかを卑弥呼の墓に比定する見解②が大きくクローズアップされてきた。また箸墓以前の纏向型前方後円墳（前方部の発展が未熟で後円部の半分ほどのもの、これを弥生墳丘墓とみる見解も強い）を古墳とみてよいとする見解③も魅力的だ。これをみとめると古墳時代の幕開きは三世紀初に遡ることになる。今日、纏向遺跡（政治都市）を邪馬台国の都とみて、邪馬台国論争は畿内説で決着がついたとする意見も強い。

しかしながら邪馬台国問題はそれで終わらないのであって、邪馬台国が畿内大和であったら、それは記紀のヤマト王権とどうかかわるのか、かかわらないのかの問題を残している。例えば、箸墓を卑弥呼の墳墓とした場合、この墓のもっている伝承力、即ちヤマトトトヒモソ姫（孝霊天皇の皇女、大物主神Ⅱ三輪神の巫女、記にはヤマトトモソビメ命とある）を葬った大市墓とする点をどう考えるのか、また崇神の崩年干支Ⅱ三一八年説は従来の古墳観に合致していたが、古墳開始が三世紀中頃に遡った現在、崇神の崩年干支戊寅を二五八年にあげるのかどうか。邪馬台国問題は、単なる所在地の決定のみでなく、その後のヤマト政^主権との関係をどう考えて国家形成史の中に位置づけるのかという点を抜きにしては完結しない。

筆者は、文献史学の立場から邪馬台国問題の解決の基本はやはり魏志倭人伝などの文献史料（紀も含む）にあると考えているから、安易に文献を考古学にむすびつけて解釈する議論には賛成できない。この点を基本的立場として以下考えてみたい。

1

邪馬台国所在地論を推定する際の重要な記事は道程記事であり、その解決をめぐる研究は多大なものがある。筆者は、里数記事と日数記事とは質的相違をもった史料であるとの基本的認識をもっている。この点での研究史としては管見ではまず喜田貞吉と橋本増吉の論稿をあげるべきであろう。喜田^④は「魏志の倭人に関する記事は、実に其の拠れる史料に於て、既に九州諸国の領主と、大和朝廷の威力とを混同せるの嫌あるなり」「陳寿は、九州なる邪馬台国を以て、自己の伝聞に基づき、畿内なる大和国と混同し、大和朝廷の威力の及べるものを以て、卑弥呼の勢力と

混同せるものなり」として、不弥国より南水行二十日の投馬国、更に南水行十日陸行一月の邪馬台国は大和に到る道程で、それは北海廻り出雲国^⑤を経て、越前敦賀から更に近江・山城を経て大和の京に到るものとしている。即ち、喜田は郡より女王国までの一万二千里は、「水行十日陸行一月の行程とは全然独立に存したりものにして、一は女王国なる邪馬台国を指し、一は畿内の大和を指せしものなりしを、陳寿其の別あるを知らず、共に邪馬台国を説明すべく用ひたるの跡、極めて明なり」として、里数記事（邪馬台国）と日数記事（大和朝廷）を区別している^⑥。喜田は記紀のヤマト朝廷なるものがこの卑弥呼の時代には崇神・垂仁・景行朝の時代に当ること（喜田の紀年説では崇神崩年戊寅を一九八年、卑弥呼の死の正始八年^⑦二四七年は景行天皇十年に当るとする）、その朝廷の勢力は九州北部にもおよび「国々有市、交易有無、使大倭監之」の「大倭」はヤマト朝廷であること、又「自女王国以北、特置一大率檢察諸国」の「一大率」も朝廷ののちの大宰府的な役割をもった官であるとしている。ただこの時代「九州諸国の領主等は、孰れも半独立の形勢を維持し、漢以来の例を逐ひて、各自王と称して魏に交通し、魏亦前朝の例によりて之を遇せしものなるべし」として、魏に朝貢したのは女王国とみている。

喜田の紀年論は、問題を残すのであるが、したがって「大和朝廷」（崇神・垂仁・景行朝）の内実を想定する意見にはすぐには賛成しがたいものがあるが、畿内大和に一つの政治勢力をみとめて九州邪馬台国（筑後国山門郡）^⑧ 女王国との併存を考えているのは成立しえない議論ではない。

次に橋本増吉^⑨は、投馬国を筑後国三瀨^{みつま}・上妻・下妻とし、邪馬台国を筑後国山門郡に比定する九州論者であるが、不弥国から投馬国への水行二十日、さらに邪馬台国までの水行十日、陸行一月の日程記事は、九州北岸より畿内ヤマトに至る史料によつて書き改められたものであるとする。この点をもう少し詳しくみると、「投馬を出雲に当て、日本海航路により敦賀に上陸して畿内大倭^{やまと}に至る行程をば、魚叅か或は陳寿が伝聞し、これを魏時代の史料にみる筑後

国山門に至る不弥より南へ南へと下りし行程の記録と対比せし際、会々その両史料に類似の字音を有する国名ある事実誤られ、遂にその両者を一として、行程は前者により、方位は後者によりて、この記事をなすに至ったものではないか」としている。右の結論の背景に、晋初の魚叅・陳寿の頃においては既に畿内大和が創建せられ、しかも相当に有力なる大国として発展しつつあったこと、その畿内の「ヤマト」はいわゆる倭国の大乱の時、邪馬台国内部の勢力争いにやぶれた、即ち女王にやぶれた一派が東方に移住した結果、同じ「ヤマト」（邪馬台）なる国名をもつようになったといわれている。

結局、橋本説は、里数記事と日数記事との矛盾から出発しているわけであるが、別のところで「翰苑所引の魏略本文には『自帶方至女王国、万二千余里』とあるだけで、不弥国や投馬国や邪馬台国に至る里数記事及び『水行二十日』、『水行十日、陸行一月』なる日程記事を全然欠いているのである」として、「魏略の本文には、不弥国より邪馬台国に至る『水行二十日』、『水行十日、陸行一月』なる行程記事は存在しなかった」「即ちかの里数行程と日数行程との両記事は、もと別々の伝えであったもので、魏志に至って始めて、不用意に採録併記せられたもの」という^⑧。

右の指摘は、里数記事と日数記事の相違の出所や史料の根拠を示すものである。しかし、ここで問題となるのは、橋本説にあつては二つのツマ国（投馬国）、ヤマト国（邪馬台国）を想定することになった点である。橋本は「予は魚叅・陳寿の時代が、現に我が大和朝廷の威名が九州方面に知られし時代に相当する事から見て、当時撰者は、九州及び畿内のヤマト国に至る、その何れの行程にも、会々その中間に、『投馬』の字音を以て当てられ得べき発音の国名あるが為に、ここに編者の思想上に混雑を来し、九州より大和に至る日程と誤認し、為めにその不弥より投馬、邪馬台に至る里数記事を棄て、その誤認せる九州より大和への日程記事を以て之に代えただけに過ぎないものである^⑨」という。しかしすでに白鳥庫吉^⑩の批判があるように南のヤマトと東のヤマトに至る途中に「最も著しい要衝の地と

して共に両投馬国の名称のみが挙げられたと云ふのはあまりにも偶然すぎる一致ではあるまいか」との疑問は注意される。ただ白鳥自身も日程記事と里数記事の矛盾はみとめている。

二つのヤマトについては、橋本は「国名の問題」として検討している^⑧。それによると『ヤマト国』なる国名は、北九州の筑後山門地方に蟠踞せる、いはゆる女王国の名称であったと思はれるのに、それが何故に、また如何にして畿内大和の国名となり、更に全日本の名称として認められ、使用されるに至ったのであるかという疑問は是非とも闡明せられなければならない疑問であろうと考える」とし、その仮説として『ヤマト』の名称がその国名として使用されたのは北九州の筑後山門郡地方に拠った部落国家が最初で、畿内大和の方はその名称の東に移動したものである」という。そしてすでにみたように、後漢末の倭国の大乱の結果、女王に破れた邪馬台国統括圏内の一派が、即ち東方への移住者が新たに占拠せし地に同じくヤマトなる国名を付したのだとしている。

二つのヤマト国の併存については、右の説明によつてわかるが、二つの投馬国についてはそのような考察はしていない。投馬国に関しては白鳥の疑問をクリアしていないとみなされる^⑨。

2

戦後になって、この里数記事と日程記事との相違から女王国（筑紫）と邪馬台国（大和）の区別を提示したのは久米雅雄^⑩であった。久米は、女王国は帯方郡から一万二千余里の地点、伊都国から千五百里以内にあること、対馬・一支・末盧・伊都、奴、不弥の六国（女王国以北の国）より南にあること、女王国の南に狗奴国（肥後国菊池郡）があり、女王国の東の海を渡ると倭種の国があることから「女王国は伊都国の南、狗奴国の北、倭種の国の西、そして

伊都国より一五〇〇里以内に所在する」として筑紫に比定する。一方、邪馬台国は「不弥国又は伊都国から南にむかって（正しくは東にむかって）投馬国までの水行二十日、そして邪馬台国までの水行十日合わせて水行三十日の地にもとめられる」として畿内に比定する。ただ女王国と邪馬台国とを分離したものの「邪馬台国、女王之所都」の一文は難題で、これを久米は「畿内にある邪馬台国は、それは筑紫女王国の女王卑弥呼がその神からの託宣によって：命じ造らせた東方の新都である」との意であるという。即ち、女王は都づくりをしたあともひき続き「筑紫女王国」にとどまって「畿内邪馬台国」に還らず、かわりに「畿内邪馬台国」での統治は「男弟」に委任したとする。

久米が日数記事と里数記事との相違から畿内邪馬台国と筑紫女王国の分離の結論を引っ張りだしたのは妥当性があり評価できるが、邪馬台国は女王（卑弥呼）の都する所であるという難題の解釈は種々の異論のでてくる所であろう。

日高正晴^④は、『翰苑』所収の『魏略』逸文をとりあげ、そこには邪馬台国関連の記事が見えないこと、これは『魏略』には邪馬台国に関する記事が記されていないか。魏志倭人伝の陳寿はその当時畿内大和の「邪馬台」のことについて伝聞していたので、倭の女王国と大和国とを混同して女王国を邪馬台国に比定したものと考えられる。一方、投馬国に至る水行二十日、さらに水行十日（陸行すると一月）での邪馬台国の日程記事は、畿内大和を対象としており、伊都国から先の国々については伝聞によった。陳寿は女王国と邪馬台国を混同して、「南して邪馬台国に至る。女王の都する所」と記したのではないかとしている。日高の文献的見解にはとくに新しいものがないが、考古学の方からの考察では、魏志倭人伝にみえる倭の国の勢力圏は主として佐賀県、福岡県の両県地域内に限られるものでその領域はカメ棺文化圏そのものであり、女王国は必然的に北部九州に比定されるというものであった。日高の考古学の方の見解は筆者の立場からして措くとして、その説は、女王国（筑後川流域）と邪馬台国（畿内ヤマ

ト)を別個の国とした点で久米説とも一致するものであるが、「邪馬台国は女王の都する所」であるという点は、結果的に陳寿の混同ということになるにしてもその辺はもう少し丁寧な説明がいるのではないかと思う。

近年この日程記事と里程記事との矛盾について従来の研究史をふくめて再検討し、女王の都は二ヶ所あった(卑弥呼の女王国は北部九州、台与の邪馬台国は大和)との見解を提出したのは大和岩雄^⑥である。

大和は、第一に『魏志』が参考にした『魏略』は、女王の都として、女王のみで邪馬台国は載せていないのに、『魏志』は女王の都として、女王国と邪馬台国の二つの呼称を用いていること、第二に女王国と邪馬台国に至る距離が『魏志』では全くちがいが女王国に至る記事は一万二千余里だが、邪馬台国に至る記事は里数に日数記事が加わっていること、第三は「女王国自り以北」の「道里を略載」したと書いて帯方郡から不弥国までの里数と投馬国から邪馬台国に至る日数を載せているが、「道里」は里数の道程であって日数ではないとして、『魏志』の混乱をとりあげ『魏志』の撰録にあたって陳寿が参考にした『魏略』には女王の都としての邪馬台国の記述はなく、女王の都は帯方郡から一万二千余里で至る女王国だけであった。ところが『魏志』は女王国以外に女王の都として新しく邪馬台国に至る里数・日数記事を加えた」とし、さらに「日数記事の女王の都の邪馬台国に至る伝聞記事は、泰始二年(二六六)の遣使(女王台与の遣使―筆者)が語った邪馬台国に至る史料が晋王朝にあり、その史料を晋朝の著作郎(主席史料編纂官)であった陳寿がみて、女王国に至る原史料に付加挿入した」という^⑦。この大和の議論は女王国東遷説である。与の時の二五〇年代に北部九州から大和の纏向遺跡の地に都を遷したという。

大和の議論は興味深いものであるが、この東遷説の証明に考古学の成果を取り入れて論じている点については今は措いておこう。ただ文献史料から大和説(とくに女王国の東遷)を証明することはむづかしい。例えば、大和は遷都の時期は記紀の崇神天皇の時代で崇神は台(壹)与の後の男王であろうとしているが、この辺の見解は全く憶測の域

	日数記事	里数記事
喜田説	大和朝廷	邪馬台国 =女王国
橋本説	ヤマト国	邪馬台国 =女王国
久米・日高 大和説	邪馬台国	女王国
私説	邪馬台国	女王国 =ヤマト国

を出さない。崇神天皇がいつ頃の時代の人物なのかはその手続きも含めて記紀史料批判にたえるものでなければならぬ。まして、台与の女王のあとに男王の崇神が就いたとするのも記・紀からは窺え得ない。『魏志』と記紀の関連性は今後の大きな課題であろう。実は、大和はこれより十年前に『邪馬台国は二ヶ所あった』（一九九〇年）と題する著書を刊行し、北部九州の卑弥呼の邪馬台国と畿内大和の台与の邪馬台国の二つの邪馬台国を想定し、邪馬台国東遷説^⑥を主張していた。新著では、卑弥呼は邪馬台国の女王でなく倭の女王であること、したがって「邪馬台国の女王

卑弥呼」は誤りであることから、卑弥呼の都は帯方郡から一万二千余里にある女王国であるとされた。しかし問題なのはこの「女王国」である。大和は『魏志』の女王国を「女王の都」と理解しているが、正確には「女王の都がおかれた国」ということであろうからその国とは筑後川流域（山門郡）にあれば邪馬台国ということになるのではないか。しかし女王国と邪馬台国とを分離した大和にあっては、北部九州の女王国とはどの国か明示されていない。邪馬台国から分離された女王国はなぜかその行き場を失ったようである。

以上、日数記事と里数記事とを区別するべきだとする研究史をみてきた。そこから出てきた結論は、上表の通りである。こうした違いがでてくるのは、日数記事と里数記事の区別からどんな結論を導きだすかは推論の域をでないからである。

魏志倭人伝をみると、陳寿の考えた倭地（日本列島）の様子は、会稽・東冶（浙江省から江蘇省・福建省福州）の東の方に位置し、南北五千里に亘って連亘・絶在する海中洲島から成りたっている。その場合、帯方郡より狗邪韓国まで七千里、対馬→一支→末盧まで各々千里であるから北九州の末盧までですでに一万里に達しており、末盧から投馬国を経て邪馬台国に至るまで二千里（郡から女王国⇨邪馬台国まで一万二千余里とある）となる。問題の五千里というのは、狗邪韓国（倭の北岸狗邪韓国とある）から五千里とすると邪馬台国は倭地の南限となつて、その南に狗奴国を入れる余地がなくなる。そこで五千里というのは対馬からとすると女王国の南にさらに千里の余裕ができるから狗奴国もおさまることになる。そして、女王国の東渡海して千里にまた倭人の国がある。

魏志をみる限り、陳寿の頭の中にある女王国（邪馬台国）は、郡からはかなり南方にはなれた南北に長く展開する島々からなる倭地の南にある。こうした倭地の地理観は、漢代以来の中国側の地理観であろうが、それは現実の日本列島とは全く合わない地理像であることはまず確認しておく必要がある。五千里というのは、魏晋時代の単位によると（一尺は二四・一センチ）一里が今日のおよそ四三五メートルとみられるから、実際上は二一七五キロとなり、末盧から女王国まで二千里であるから八七〇キロとなる。陳寿の頭の中では女王国たる邪馬台国は、「親魏大月氏王」（クシヤン王朝）と同じように「親魏倭王」という称号をもらった東夷の大国として、かなり遠く郡の南方に展開する大国と考えられていたのである。したがって、陳寿の頭にあった郡から邪馬台国（女王国）までの行程は、当然連続的に郡→狗邪韓国→対馬国→一支国→末盧国→伊都国→奴国→不弥国→投馬国→邪馬台国というように考えられていただろう。伊都国から放射線式に行程を考える九州説は、後世の我々が現実の日本列島を念頭

において考えだされた一解釈であり、それは陳寿の考えた地理像には合わないであろう。

問題は実はこのあとにある。実際に邪馬台国・女王国が仮想の国でなく、卑弥呼の使者が郡や魏の都洛陽にいったことが史実とすれば、実際の女王国・邪馬台国はどこにあったのかということになる。我々は、陳寿の地理像が正確ではないという前提にたたなければならぬ。畿内論者は、日本列島を南に九十度回転させれば（南が東になり）この陳寿の地理像に近づき邪馬台国畿内説は成りたつというが、それは違う。やはり倭人の国々は南北に長く展開しているのであって、東の方には又倭人の国があるのである（女王国東渡^レ海千余里、復有^レ国、皆倭種）。勿論、これは九州論者のいうように五千里の島は九州島で東の方の倭人の国は中国・四国・畿内の本島であるとみるのも疑問である。東の方の倭人の国は「渡海」とあって、本島はむしろ「水行」にふさわしいであろう。ましてすぐあとはは侏儒国、されに裸国、黒齒国などの異様な国々が列記されている点も考えなければならぬ。

そこでこうした陳寿の地理像の中からは、実際の日本列島を頭において行程記事を分析処理しなければならぬ。そこで考えうるのは、日程記事と里数記事との分離である。陳寿は女王国と邪馬台国を同一の国と考えていた。それはすでにみたように、「南至邪馬壹^壹国、女王之所都」の一文によってわかる。日数記事と里数記事の分離とは、邪馬台国と女王国の分離である。このことが実際に成り立つか以下に考えてみたい。

まず『翰苑』所収の『魏略』逸文を湯浅幸孫校釈本^⑧によって以下に記しておく。

A 分職命官。統女王而列部。

魏略曰。從帶方至倭。循海岸水行。歷韓國。到拘耶韓國。七千餘里。始度一海千餘里。至對馬國。其大官曰卑

拘。副曰卑奴。無良田。南北市糴。南度海至一支國。置官同對馬。地方三百里。又度海千餘里。至末盧國。人善捕魚。能浮沒水取之。東南五百里。到伊都國。戶万餘。置官曰爾支。副曰洩溪觚。柄渠觚。其國王皆屬女王也。

B 文身黥面。猶稱太伯之苗。

魏略曰。女王國之南。又有狗奴國。(女)男子爲王。其官曰拘右智卑狗。不屬女王也。自帶方至女王國萬二千餘里。其俗。男子皆黥面文身。聞其舊語。自謂太伯之後。昔夏后少康之子封於會稽。斷髮文身以避蛟龍之害。今倭人亦文身以厭水禽也。

(△は訂正字、()内は衍字)

『魏略』は魚豢著作でその成立は晋の咸熙二(二六五)年、もしくは二七〇年代(晋の泰始六年||二七〇年)と推測されている。現在は、『翰苑』などに若干引用されてその逸文が残っているだけである。一方、『魏志』(陳寿)の方は、晋の太康六年(二八五)頃とみなされており、『魏志』は『魏略』によったとする説、すなわち(a)魏略―魏志の父子関係を説くのが通説であった。近時、王沈(?~二六六年)の『魏書』(二五四~二六〇年頃成立)にも東夷伝があつて、『魏略』はその『魏書』にもとづいて記述されたということも考えられるとして、(b)魏書―魏略、即ち魏略と魏志は兄弟関係であるとの説もある^②。『魏略』については、橋本増吉^③に詳しい考証があるが、結論として、翰苑所引の『魏略』本は魏志、後漢書、宋書などの引用文と同様にその原文に比し、著しく省略されており、ま

た誤字・脱字もすくなからざるものがあるという。そこで問題となるのは、Aの『魏略』と『魏志』の関係であるが、『魏志』の方は以下のようにみえる。

……東南陸行五百里 到伊都国。官爾支、副日泄謨觚・柄渠觚、有千餘戸。世有王皆統属女王国、郡使往来常所駐。

魏略と魏志では種々違いがあるが（例えば伊都国の戸数が魏志は千戸、魏略は万余戸。魏略には対馬から一支への千里がぬけおちている。~~~~の部分がない）、重要なのは魏略では対馬・一支・末盧、伊都国などをあげた上でこれらの四国の国王が皆女王に属している点である。魏志では伊都国の王が世々（代々）皆女王国に統属していたとある。

Aの魏略の文の続き方がわからないので、魏略に奴国や不弥国が無かったものかどうか不明であるが、AそれにBも加えて考えると、魏略では女王国が郡より一万二千里の地点にあつて、女王国は対馬・一支・末盧・伊都の国々も含めて構成されていた。その南には男子を王とする狗奴国があつて対立していたことが窺える。憶測を逞しゅうすると、魏略の関心は女王国のみにあつて、その女王国の様子が描かれていたのである。したがって、魏略は魏志の本文に比すれば、比較的簡略で伊都国より邪馬台国への行程についても殆ど記するところがなかったのではないかとする橋本の指摘^②に興味をおぼえる。

それでは女王国とはどのような国（性格・位置）なのであろうか。魏志を中心にみていこう。女王国というのは当然、女性を君主（王）としている国という意味である。それは当然卑弥呼を王とする国であろう。ただ卑弥呼は倭王卑弥呼、倭の女王となっている。魏志倭人伝では、「其の国、本亦男子を以て王と為し、住まること七・八〇年、倭国乱れ相攻伐すること、歴年、乃ち共に一女子を立てて王と為す。名づけて卑弥呼と曰う」とあって、卑弥呼は倭国の乱によって倭国の王として共立されている。傍点の「其の国」を邪馬台国、女王国、倭国、倭人の国とする説が種々提出されているが、建武中元二（五七）年の倭奴国の朝貢、安帝の永初元（一〇七）年の倭国王帥升等の朝貢（『後漢書』倭伝）の流れの中から卑弥呼の「共立」も出てきており、すくなくとも倭国王帥升の段階では「倭国王」というものが成立していた。したがって「其の国」というのは、すでに説かれているように倭人の国・倭国をさすのがよいであろう²³。この点に関して、西嶋定生は明確に「女王卑弥呼は邪馬台国の女王でなくて『倭国』の王であり、邪馬台国はその都であった」²⁴と言いつけている。

女王国という呼称は魏志をみると矛盾をもった云い方になっている。例えば「女王国より以北、其の戸数・道里は略載すべきも」とか「女王国より以北には特に一大率を置き」という時、その女王国とは邪馬台国と同一と理解されている。しかし女王卑弥呼は西嶋のいうように邪馬台国の女王であったのではなくして、倭国の女王として共立されたものであった。邪馬台国を女王国とするのはその点でおかしいのである。これに対して、平野邦雄²⁵は「邪馬台国の『女王』（ないし男王）が、倭国の女王（または倭国の王）となることが、諸国によって了解されていたからであらう。だから女王は邪馬台国の王でもあったのである」と解釈している。この点、井上光貞²⁶も邪馬台国を宗主国

とする北九州沿岸諸国との邪馬台国連合という政治的統合体を主張していた。平野・井上によると、邪馬台国は女王卑弥呼が都を置いた国、女王卑弥呼が居住していた国であるから一名それを女王国といったという西嶋の理解ではなく、邪馬台国の「女王」が連合諸国によって共立されて邪馬台国連合の王、即ち倭国の王となったという理解である。たしかに平野・井上の理解は、魏志の女王国と邪馬台国との関係を矛盾なく解釈できる議論であるが、はたして卑弥呼が邪馬台国の女王であったとまでいえるかどうか。そこは推論である。宗主国である邪馬台国の卑弥呼を倭国の王として共立したという解釈もできる。魏志をみると、行程記事の最後に「邪馬壹（壹）に至る、女王の都する所、水行十日陸行一月。官に伊支馬有り……七萬餘戸可り。女王国より以北、其の戸数・道里は略載す可きも、其の餘の旁国は遠絶にして得て詳かにす可らず。次に斯馬国有り、次に己百支国有り……次に奴国有り。此れ女王の境界の尽くる所なり」となっている。邪馬台国と女王国とを分離しようとする筆者の立場からすれば、対馬から始まって投馬国のみならず邪馬台国までは戸数・道里（投馬国と邪馬台国は、それ以前の対馬・不弥などの六国と違って里数でなく、日数であること、また戸数も可（ばかり）とあつて、「有り」とは違っているという指摘^⑥は重要である）が示されているのに対して、旁国二十一国は遠絶にして詳かにできないとして戸数・道里の表記がなく対照的である。即ち、邪馬台国も女王国より北にある別個の国のような表現となっているが、「邪馬台国は女王の都する所」とある文言によって邪馬台国と女王国とは同じものになっているのである。しかし、斯馬国以下二十一国は女王の境界内に入っており、これらをつくめて女王国と考えているようにもみえる。この点は、邪馬台国を宗主国とする北九州諸国との連合国家論（九州説）では処理できない部分ではないか。現実の九州に引きつけて考えてみると、これら女王国の領域内に入る二十一国は、狗奴国（九州説ではおそらく熊襲にあたる地であろう）より北にあたる地域に求めるべきであろうから、北・中九州に求めなければならず、それは「其の余の旁国は遠絶にして得て詳かにす可からず」の文言に矛盾す

る。この場合、「旁国」とは「遠絶」の語句との関係からいっても、「近隣の国」といった意味でなく、「辺境の国」と解釈する説^⑧が妥当であろう。また二十一国をすべて九州内それも九州北部・中部内に求めるほど三世紀の国家形成段階は緻密な社会ではなかったであろう。かつて牧健二^⑨は、「女王国の政治地理」と題して、整理された政治地図を示された。即ち、女王国とは邪馬台国を盟主として二十一国（旁国）を含むもので、それは筑前・筑後・肥前・肥後の四箇国の外に豊前・豊後、日向の東部にもおよぶ構成体であり、女王国の北に隣接して女王国を構成しない、即ち女王国に属してない対馬・一支・末盧・伊都・奴・不弥の六国があった。そして女王国の南に女王には属しない狗奴国と投馬国があったとする。これは邪馬台国Ⅱ女王国とする井上光貞の批判をうけたのであるが、また筆者もこれに賛成するというわけではないが、女王国より以北の国々（戸数・道里を略載した国々）と戸数・道里の表記のない旁国二十一国との対比、さらには二十一国をあげた上で「此れ女王の境界の尽くる所なり」という一文とみると牧のような理解も成りたつ文章構成にもなっている。

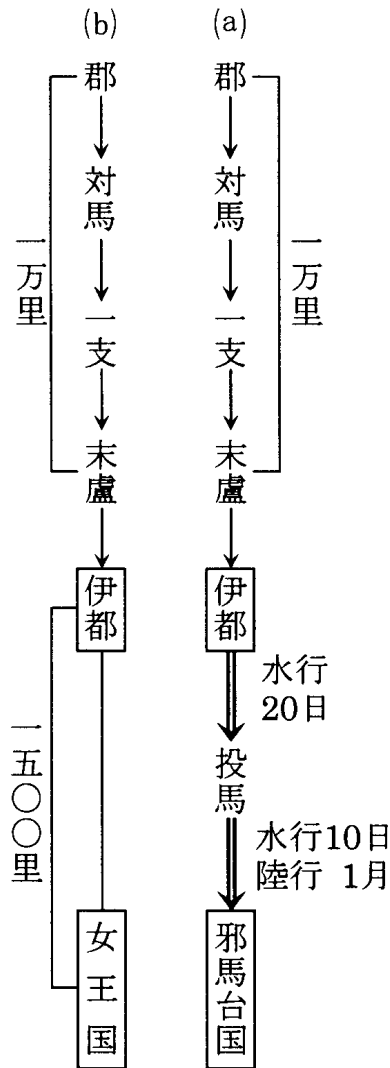
筆者は、陳寿の描いた倭人の地理像や女王国、邪馬台国、倭国などの政治地理は当然、実際上の九州内ですべてを処理することはできないと考える。魏志倭人伝で正確な史実を反映しているのは、外交記事の部分であろうから、それ以外の記事はすべてを整合的には解釈できないのである。

5

魏志のみならず魏略でも、女王国は郡より南方一万二千余里にある。これは魏晋代の里数からみるとかなりの遠方（五二二〇キロ）にあったことになるが、実際上は現在の日本列島のこととして考えなければならない。すでに九州

北岸の末盧国（肥前松浦郡、今の唐津付近か）までに一万里を要し、さらに末盧から東南陸行五百里で伊都国（糸島郡三雲・井原の地か）、ここから女王国までは千五百里にある（伊都国は郡使の往来常に駐まる所とあるから、ここまでは里数の計算に入れるべきであろう）。伊都から奴国（那津、博多）へは百里、奴から不弥国（糟屋郡宇美町か宗像郡津屋崎）までは百里であるから、末盧から不弥までは七百里ということになり、千五百里はこの二倍強ということになる。九州論者には一里を短里（二〇〇メートル前後）として考えようとする物もいるが、一里はあくまで魏晋代の尺度（一里は約四三五メートル）で考えるべきで、千五百里は約六五〇キロになる。これは畿内説に有利のように見えるが、畿内説は一里を実際の魏晋代の尺度で考えるわけであるから、一万二千里の五二二〇キロの地点を考慮に入れなければならない。いづれにしる史実を追跡しようとすれば、比例値で考えるより方法はない。郡から女王国を構成する北九州北岸末盧国に至るまでは、魏志ではかなり南方にあるとみていた（郡から末盧まで一万、狗邪韓国から末盧まで三千里）。しかし末盧国に上陸したあとは、伊都国から女王国まで千五百里で比例値でみる限り北九州内に十分おさまる地点となる。これは九州論者の伝統的な解釈で、女王国を筑後川流域の筑後国山門郡に求めるのが妥当となる。そうしてみれば、女王国とはヤマト国でもあるということになるが、これは現在の研究史では一番可能性の大きい説であろう。これは狗奴国の位置からもいえる。狗奴国は、魏志でも魏志でも女王（国）の南にある。官に狗古智卑狗（魏略には拘右智卑狗とあるが、右は古の誤りとみられている^⑧）とあり、クコ（キク）チヒコ^⑨菊池彦の意であろうから肥後国菊池郡で、やはり熊襲（球磨川・阿蘇の熊の国から大隅国噌唼郡の襲の国にかけて）に当ることは動かないであろう。

女王国とは「共立^⑩」の語句から卑弥呼を盟主とする諸国連合体とみれるが、卑弥呼は倭女王（倭国女王）であるから諸国連合体である倭国が女王国として存在したともみなされる。即ち、女王国にはヤマト国としての女王国（そ



これは倭王卑弥呼の都とする国)と女王国連合、即ち倭国としての女王国が概念として成り立つ。倭国としての女王国は、歴史的には一〇七年の倭国王帥升の系譜を引きついでいる。具体的には魏志をみると、北州沿岸の国々である対馬・一支・末盧・伊都・奴・不弥の国々は女王国たるヤマト国を宗主国として女王国連合、あるいはヤマト国連合を形成させていたのであろう(これは、卑弥呼をだした筑後川流域の国をヤマト国と考え、それがこの連合体の盟主であるという推論に立った仮説であるが、この辺は最終的には筑後川流域の考古学的成果に待たなくてはならない)。

次は邪馬台国の問題であるが、これは不弥国から投馬国を経て邪馬台国に至るまでの日数記事であらわされており、すでにみたように里数記事の行程とともに魏志の中に混在していた。勿論、陳寿の頭の中では魏の地は南北に長く伸びた島々から成り立っているから、行程記事を両者を交えて連続的に記したところで矛盾はおこらなかった。しかし、実際の日本列島にもどして考えると、不弥国から投馬国まで水行二十日、さらにそこから水行十日陸行一月の邪馬台国を九州内に押し込めることはできない。これはどう考えても畿内大和に帰着せざるを得ない。魏略をふまえて考えると、以下の行程路が考えうる。

おそらく史料としては、陳寿の机上には(a)(b)の二つの情報があったのではないか。(a)は畿内大和の邪馬台国の行程であり、(b)は北九州の女王国の行程であった。(a)の日数記事は『隋書』倭国伝に「夷人不知二里数」、但計以_レ日」とあるから倭人からの伝聞であることは周知の事実であろう。一方、(b)の里数は中国人の距離観である。

ここでは筆者は、奴国と不弥国をその行程から除いておいた。奴国と不弥国は本来は女王国への行程経順国としてではなく、おそらく女王国連合体を構成する国々として登場してきたものである。女王国(ヤマト国)を筑後川流域とすれば伊都から奴を経て、不弥から筑後川流域へむかったとは考えがたいからである。女王国への行程は、伊都から有明海へ(あるいは奴国を経て河川と陸路を使ったということも考えうる)向かったと考えたい。伊都には「郡使の往来常に駐まる所」とあるから、ここが基点となつてゐることは争われない。

陳寿が非常に困惑したのは、女王国への行程がよくわからなかった点であろう。女王国とはいったいどの国のことなのか。そもそも中国人の陳寿の関心の中心は魏に朝貢してきた卑弥呼という倭の女王のいる女王国にあった。女王国に異国的興味を持ったのである。陳寿はなんらかの情報をもとに女王国をヤマト国(邪馬台国)と考えた。「南至邪馬壹国、女王之所都」の一文は、陳寿によるそうした操作のあらわれであろう。そこで投馬国を経て畿内の邪馬台国に至る日数記事を一五〇〇里の内容(実体)と考えて同一化したものであろう。その際、奴国・不弥国も行程経順国に加えた^⑧。

以下の考えは、そもそも橋本にその出発点を負っているが、橋本は邪馬台国九州論者であり、邪馬台国は山門郡(筑後川流域)、投馬国も筑後国上妻・下妻(現在の福岡県八女市八女郡)に比定したため、すでにみたように二つの投馬国と邪馬台国を想定することになった。二つのうち、邪馬台国は一応解決できたものの(山門郡のヤマト国から畿内大和への別の一派の移動)、投馬国については邪馬台国のようにはいかなかった。現在の研究状況では投馬国を上

妻・下妻に比定する意見は放射線式読法の登場によって勢いを失い（投馬国は九州論では、日向国児湯郡の都万神社の地に比定するものが多い）、佐伯有清^④によると上妻・下妻郡の地は『筑後国風土記』逸文には「上妻県」とみえ、『日本書紀』景行天皇十八年七月条の「八女県」「八女国」がそれに当り、本来「上妻県」は「かみつやめの県」とよまれており、「つま」より「やめ」の方が古い呼称であるから「投馬国」を「妻」の地に比定するのは疑わしいとしている。九州論者は今日ではほとんど榎一雄^⑤の主張した伊都国からの放射線式読法で議論されており、伊都↓奴↓不弥↓投馬↓邪馬台国というように直線式読法で議論することはなくなっている。戸数五万戸^⑥を有する大国投馬国を北九州内に入れる余地はない。

6

最後に畿内大和の邪馬台国について考えてみたい。とくに北九州筑後川流域のヤマト国（女王国）との関連性は難問である。

伊都国から、あるいは不弥国から出発した水行二十日の投馬国はどこか。橋本は、「水行十日陸行一月」を「水行十日してからさらに陸行一月」と解し、卑弥呼の時代に畿内のヤマト国の勢力が九州には及んでいなかったという認識から日本海廻りで出雲を投馬国に比定し、敦賀から陸路の近江・山城を経て大和に入るルートを考えて。近頃では敦賀でなく丹後半島の港から入るルートを考える見解^⑦もある。ただ今日の考古学の成果からみると、卑弥呼の晩年の時代三世紀中葉には畿内大和を中心に展開した出現期の前方後円墳が西日本―吉備・四国北岸・北九州（豊前・福岡市など）―まで伸張しているから^⑧、瀬戸内海ルートを排除する理由はない。その場合、吉備の辺が投馬国となり、

そこから「水行十日、陸行一日」（一月を一日の誤りとみる）、もしくは「水行十日、もし陸行すれば一月」で畿内の邪馬台国というルートも考えうる。今日、定型化された前方後円墳の出現は三世紀中葉にまであがってきているから、考古学からみた場合、七万戸を有する大国である邪馬台国を畿内にみる大和説は大きな力をもってきたといえよう。ただ、前方後円墳の成立は、畿内大和の勢力のみの産物ではなく、吉備（竪穴式石室や特殊壺形埴輪、特殊器台形埴輪の導入）や北九州（鏡、剣、玉などの副葬）の、とくに吉備の墓制の要素が大きく影響していると考えられており、広域な邪馬台国連合Ⅱ初期ヤマト政権を説く見解^⑧も目立ってきた。投馬国は魏志では邪馬台国の七万戸に次ぐ五万戸の大国であるから吉備の地に比定する十分な可能性はあるし、実際なんらかの強い役割を果たしたのかもしれない。この辺のことは文献史料にはあらわれないことであるから考古学の成果に期待したいが、ただ出現期の前方後円墳の西日本への展開をもって、即邪馬台国を中心とした統一的秩序（統一政権）の現われとみることは考古学の方でも疑問がだされていることは確認しておきたい。

こうして考古学の成果が邪馬台国畿内説を指向している現在、「国国有市、交易有無、使大倭監之。自女王国以北、特置一大率、檢察諸国、諸国畏憚之、常治伊都国」の「大倭」や「一大率」を設置した主体を畿内の邪馬台国とみる見解も可能性をもつ。

おそらく三世紀代は、北九州の女王国連合体と畿内の邪馬台国との間に交易・交渉、確執・対立などの一元的ではない複雑な政治関係を考えるべきであろう。一大率についていえば、「女王国より以北」という文言が気になる。女王国とは、北九州の沿岸諸国六国を組みこんだ諸国連合体であり、この女王国連合の宗主国（盟主）はヤマト国であった。右の文言の「女王国」は、そのヤマト国を女王国とよんだのである。その女王国の盟主ヤマト国（九州説では邪馬台国）が連合体を構成している諸国の伊都国に一大率を置いて諸国（六国）がこれを畏れ憚ったと解釈するの

が妙に気になる。これはむしろ外部勢力がここに一大率（一人の一大率^⑧）を派遣してきていたと考えた方がよいのではないか。かつて、一大率の設置の主体を魏と主張した松本清張の説がなつかしく思いだされるが、これは畿内の邪馬台国が北九州に力を及ぼしてきた、即ち女王国連合体の分断をねらった措置とみなすこともできようが、一義的には「大倭」と一緒になって対朝鮮・中国との交易の監督に当たったのではないか。この点での研究史をみると喜田貞吉^⑨は、邪馬台国（女王国）九州説、畿内の大和朝廷の立場に立ち、「大倭」は大和朝廷そのものとし、一大率は大和朝廷派遣の都督であるとした。但し、「大倭」に関しては、「国々有^レ市、交^ニ易有^無一、使^下大倭^一監^レ之^一」とあり、この文では大倭をして市を監せしめた主体が明らかになっておらず問題点となっていた。喜田は魏人が事情に通ぜず、「九州地方なる倭国を以て女王権力の下に有と誤解せしが故に、単に『大倭』の名をのみ聞きて、女王が大倭をして之を監せしめしものとなせしならんか」と理解した。これに対して同じ立場に立つ植村清^⑩は、問題となる「使」字は、もとは「今」字であつて、それが転写の際に誤つて「令」字になりさらに「令」字と同意の「使」字となつて遂に「使大倭監之」となつてしまつたとし、「大倭ノコレヲ監スルヤ」（もとは「今大倭ノコレヲ監スルヤ」と訓じ、さらにこれを下文に接続させ、女王国以北に一大率を置いたのは大倭である、即ち大和国家であると解釈した。これをうけ栗原朋信^⑪も「使大倭監之」をそのまま読むと主語を欠いていて文章として不完全であるとして、「使」は「便」字の誤りであり、「便ち大倭の之を監するや、女王国より以北には特に一打率を置く」とあつたのが原文であろうとし、一大率は「大倭」Ⅱ大和朝廷によって置かれたと解釈した。ともかく、「大倭」を大和朝廷と考え、一大率を通してその力が北九州に及んでいることを喜田、植村、栗原等は強調したのである。その結果、邪馬台国（女王国）は魏と大和朝廷とに両属していた（琉球王朝が薩摩（島津氏）と明・清に両属していたようにと喜田はいう）とする政治関係を強調した。

しかし、現在の記紀批判の情況からみると、「大倭」が大和朝廷であるとの認識にはすぐに賛成できない。大和朝廷であるとして一体いつ頃の「天皇」の時代なのかの紀年論の問題がかかわってくる。そして大和朝廷を想定するが故にその力を過大評価して両属性がでてくる。今日からみると、喜田らの議論は大和朝廷を無前提に「大倭」と同一視している点、このあたりももう少し丁寧な手続きが必要だったのではないか。

そこで改めて邪馬台国と女王国（ヤマト国）の関係に言及したい。女王国は、すでにみたようにヤマト国を宗主国とする北九州沿岸六国によって共立された女王卑弥呼を盟主とする諸国連合体であり、魏王朝から卑弥呼は倭王（倭国王）として認定された。邪馬台国論争のキー・ワードともいべき「共立」の様相からみてそのように考えるのが妥当であろう。この女王国⇨倭国は、一〇七年倭国王帥升（通説に従い、伊都国を宗主国とした北九州連合体としておく）の正統的継承者であることによって、卑弥呼は魏王朝から倭王^④（倭王とあるのは、倭国王であると同時に、おそらく旁国二十一国の支配権をも認められていたためであろう。但し、現実に二十一国を支配していたということではないだろう）に叙任されたのである。この倭国⇨女王国連合の宗主国をヤマト国といった。これを漢字であらわせば、「邪馬台」である。その意味で筆者も結果的には二つのヤマト（邪馬台）国を想定することになった。これはあまり評判の良い説ではない。しかし、一〇七年の倭国王帥升以来、卑弥呼の擁立される一八〇年代の間に筑後川流域（山門郡）の一つの政治勢力が東方畿内大和に拠点を移したと想定しないと歴史は動かないと考える。考古学の高地性集落との関連で考える手はあるが、ここでは考古学に暗いため安易にむすびつけないでおこう。

女王国と邪馬台国の両者の並存を認めるといふ見解は多くの課題をかかえていると思われるが、両者の間には対立を含みながらも交渉・交易関係もあった筈であり、三世紀代の日本列島の政治情勢を一元的に律する必要性はない。朝鮮—中国への門戸をもつ北部九州のなかから成立してきた女王国はおそらく五七年の倭奴国王以来の連合体（諸国

連合)の歴史の流れの中にあり、その盟主は倭国王としてその正統性を堅持していたのであろう。一方、畿内大和に拠点をもつ新興邪馬台国は、専制的・軍事的権力政体(専制国家という意味でない)を指向していたとおもわれる。「大倭」「一大率」はその現われであろう。

おわりに

邪馬台国と女王国がその後どのようなようになっていくのかは是非究明されるべき問題であるが、今ここで具体的に考察する余裕はない。卑弥呼の死後、一時男王を立てたがうまくいかず、十三才の卑弥呼の宗女壹(台)与の登場となり、二六六(泰始二)年に魏(二六五年滅亡)にかわった晋王朝のもとに壹与は入貢している^④。これ以後、女王国の消息は消え失せてしまうのである。女王国はその南の狗奴国との争いがあり、又大和の邪馬台国との確執もあつたらう。女王国はおそらく三世紀代をもつて終りをつげたのであろう。なぜなら、卑弥呼―壹与の女王・女王国はヤマト朝廷の歴史書である記紀のなかにその姿をみつけることができないからである。神功皇后紀に「魏志云」という形で注に倭女王の遣使記事が引用されているものの卑弥呼の名は一度もあらわれず「倭女王」が神功皇后であつたかのようにみせかけている^⑤。これは、書紀の紀年を確定する際神功皇后を卑弥呼の時代に擬することによって書紀の紀年が定まったのであつて、神功皇后紀は書紀紀年の定点をなしている^⑥。

四世紀代、畿内ヤマト政権は朝鮮半島に深くコミットしてくる。その契機をなしたのは、三二三・四年の高句麗による楽浪郡・帯方郡の滅亡である。中国の出先機関であつた二郡の喪失は、倭国であつた日本にとって大きな痛手であつた。五七年の倭奴国王の朝貢以来、日本は中国と交通する窓口(接点)を失つたのである。しかもその高句麗は

朝鮮半島南下の勢いを示している。このあたりについてはやはり記紀史料の活用が必要である。しかし現在の記紀批判の現状では、依然として四世紀は「謎の四世紀」「空白の四世紀」にとどまっている。そして、四世紀代の畿内ヤマト政権と三世紀代の畿内の邪馬台国がどうかかわっているのかも大きな問題である。近年考古学の成果によって邪馬台国畿内説が有力視される中であって、戦前から主張されていた卑弥呼を記紀の倭姫やまとひめ、倭迹迹日百襲姫やまとととひもそひめとみる説が再浮上してきた。又紀年論の立場から崇神天皇の崩年戊寅を西暦二五八年とすることが稲荷山鉄剣銘などから検証されたとして、崇神天皇と女王国卑弥呼とは同時代であったことが判明し、これによって大和の大和政権と九州の女王国とが領域を異にして三世紀前半以降、同時に併存していたこととなり、邪馬台国畿内説は崩壊したとする原秀三郎^④の見解もでている。記紀の文献がどのように三・四世紀とかわるのか、紀年論もふくめて今後の大きな課題となってきた。邪馬台国論はそうした三・四世紀の国家形成史の中に位置づけられて始めて邪馬台国論として完結する。

(二〇〇三年一月五日記)

(付記)

本稿を作成する上で特に以下の書物に大きな学恩を受けた。

- ・石原道博編訳『新訂魏志倭人伝他三篇』一九七九年。
- ・佐伯有清編『邪馬台国基本論文集ⅠⅡⅢ』一九八一〜二年。
- ・佐伯有清『魏志倭人伝を読む 上下』二〇〇〇年。
- ・三品彰英編著『邪馬台国研究総覧』一九七〇年。

・橋本増吉『東洋史上より見たる 日本上古史研究』一九五六年。橋本氏の著作は、邪馬台国の部分が『邪馬台国論考1〜3』（佐伯有清解説）一九九七年として刊行され手軽に手に入るようになった。氏の著作は、邪馬台国の研究史上もつとも精緻で思考の練られた大著で、まず第一に読まれるべきものである。

(注記)

- ① 「夔国偽僭考」(『やまと叢誌』第一、明治二十二年(三品彰英編著『邪馬台国研究総覧』所収、一九七〇年)
- ② 代表的なものに白石太一郎『古墳とヤマト政権』一九九九年、白石太一郎「倭国の誕生」(白石太一郎編『日本の時代史1―倭国誕生―』所収、二〇〇二年)
- ③ 寺沢薫『日本の歴史2―王権の誕生―』二〇〇〇年
- ④ 喜田貞吉「漢籍に見えたる倭人記事の解釈」(『歴史地理』三〇〜三・四・五・六号、一九一七年九月〜十二月)
- ⑤ のちの論稿では但馬となっている(「倭奴国および邪馬台国に関する誤解」、『考古学雑誌』二〇〜三、一九三〇年、のち『喜田貞吉著作集3』所収、一九八一年)
- ⑥ 喜田はのちの論稿で、魏志の陳寿は晋代の人でこの時代にすでに倭国は大和朝廷のことであり、少なくとも大和に至る道程が晋に知られていた。陳寿はこの大和と邪馬台国を混同して魏志を書いた。すなわち、大和に到る晋時代の新知識と南行して邪馬台国に至る魏時代の旧史料とを軽率にも総合して魏志の文はできたとする(前掲⑤に同じ)
- ⑦ 「邪馬台国と大倭国との関連について」(『史学』二五〜一、一九五一年)
- ⑧ 『邪馬台国論考1』一九九七年の五「里程記事と日程記事」を参照。
- ⑨ 『邪馬台国論考3』二六六〜七ページ。

- ⑩ 「卑弥呼問題の解決」(『オリエンタリカ』一、二、一九四八年八月、十一月)。
- ⑪ 『改訂増補 東洋史上より見たる 日本上古史研究』第二編の4、一九五六年。
- ⑫ 橋本は、畿内ヤマトへの行程記事は、北九州の倭人からの伝聞であり、これを中国人に伝えた倭人は、筑後ヤマトへの行程にとられて、それを主として伝へたものであったとすれば、当然畿内ヤマトへの行程中にとくに投馬国と類音の国名を挙げるに至るべきこともまた自然の人情なるべく思われるとしている。これはどこか言い訳めいているようにみえる。
- ⑬ 「新邪馬台国論」(北山茂夫追悼『日本史論集―歴史における政治と民衆―』所収、一九八六年)
- ⑭ 「女王国と邪馬台国」(国分直一博士米寿記念論文集『ヒト・モノ・コトバの人類学』所収、一九九六年)。
- ⑮ 『新邪馬台国論―女王の都はニカ所あった―』二〇〇〇年。
- ⑯ 前掲書『新邪馬台国論』三二―三九、五一ページ。
- ⑰ 二つの邪馬台国の立場に立つものとして、この他に森浩一、奥野正男らの説がある。いずれも北九州の卑弥呼の邪馬台国から、老与の大和の邪馬台国へ邪馬台国が東遷したと主張するもので、これは新しい形の邪馬台国東遷説である。一般に邪馬台国東遷説というとき、老与のあと邪馬台国が九州から大和へ都を遷したとするものである。森浩一『古代史の窓』一九九八年、奥野正男『邪馬台国は古代大和を征服した』一九九〇年。
- ⑱ 『翰苑』は張楚金の著、唐の高原宗の頭慶五(六六〇)年以後に成立(湯浅幸孫校釈『翰苑校釈』一九八三年の解説)
- ⑲ 前掲⑱に同じ。
- ⑳ 佐伯有清『魏志倭人伝を読む上』二〇〇〇年
- ㉑ 『邪馬台国論考1』五七―ページ。
- ㉒ 『邪馬台国論考1』一八七―八ページ。
- ㉓ 西嶋定生『邪馬台国と倭国』一五―六ページ。一九九四年。

- ②4 前掲書②3一〇ページ。
- ②5 『邪馬台国の原像』二〇〇二年、四十四ページ。
- ②6 「邪馬台国の政治構造」(石井良助・井上光貞編『シンポジウム 邪馬台国』一九六六年)。
- ②7 牧健二「邪馬台国問題の解決のために」(『国史論集(第一冊)』一九五九年)
- ②8 佐伯有清『魏志倭人伝を読む上』八〇ページ。
- ②9 「魏志の倭の女王国の政治地理」(『史学雑誌』六二卷九号。一九五三年)。
- ③0 石原道博編訳『新訂魏志倭人伝他三篇』の注、一九七九年。
- ③1 共立の考察は平野邦雄『邪馬台国の原像』四四ページに詳しい。
- ③2 『翰苑』の「邪届伊都。傍連斯馬」の項に「広志曰、倭国東南陸行五百里。到伊都国。又南至邪馬臺国。自女王国以北。其戸数道里可得略載。次斯馬国。次巴百支国。次伊邪国……」とある。『広志』二巻は郭義恭の著で陳寿より時代はあとである(湯浅幸孫校釈『翰苑校釈』一一九ページ)。したがって、広志は魏志倭人伝をみているはずで、省略などもあるので確実性は今一つであるが、伊都国の南に行くと邪馬台国に至るとみている。
- ③3 奴国と不弥国の位置づけは筆者にもまだ明確な解答ができないが、伊都から畿内大和の邪馬台国へむかう際、奴国、不弥国を経て投馬へ向う行程がとられたかもしれない。
- ③4 『魏志倭人伝を読む上』六九〜七〇ページ。
- ③5 『邪馬台国』(改訂増補版)一九七八年。
- ③6 戸数について栗原朋信は、魏志東夷伝に記されている戸数の統計は実数か虚数かは別として、魏の冊封体制の秩序構造からみて、正当な手続きを経て、楽浪郡・帯方郡さらに首都洛陽に報告されたものという(『魏志倭人伝にみたる邪馬台国をめぐる国際関係の一面』、『上代日本対外関係史の研究』一九七八年所収)。

- ③⑦ 前田晴人『女王卑弥呼の国家と伝承』四十四ページ、一九九九年。
- ③⑧ 白石太一郎『古墳とヤマト政権』五十四ページ。
- ③⑨ 白石太一郎、前掲②に同じ。
- ④⑩ 佐伯有清は、一大率の一は「一人」の意であるのが通説になりつつあるという（『魏志倭人伝を読む上』二〇五ページ）
- ④① 「漢籍に見えたる倭人記事の解釈」（前掲④）
- ④② 「魏志倭人伝の一節について」（『東方学』二十二輯、一九六一年）。
- ④③ 「邪馬台国と大和朝廷」（『史観』七〇冊、一九六四年、のち『上代日本対外関係史の研究』に所収）
- ④④ 倭王と倭国王の区別に関して、関和彦は卑弥呼は中国から「倭国王」でなく、「倭王」に叙せられたのであって、それは倭人全体、即ち九州南部、中国、四国以东の国々の倭人全体を「綏撫」（景初三年十二月の詔書）すべき倭王として任命されたとしている（『卑弥呼』一三五ページ、一九九七年）。関の指摘は重要であるが、筆者は歴史具体的には、卑弥呼は女王国連合＝倭国の王として、又、旁国二十一国を統治する正当性をもつ倭王として認定されたものと考ええる。
- ④⑤ 『晋書』武帝紀泰始二（二六六）年十一月に「倭人来献方物」とあり、『日本書紀』神功皇后紀六十六年の条の注に「晋起居注」を引き「武帝泰初（泰始の誤り）二年十月、倭女王遣重訳貢獻」とある。
- ④⑥ 関和彦「書紀編者の歴史観の一断面―神功紀分註魏志の検討を通して―」（『続日本紀研究』一五二号）、のち『邪馬台国』一九八三年に所収。田中卓「神功皇后をめぐる紀・記の所伝―特に神功皇后紀の成立について―」（神功皇后論文刊行会編『神功皇后』所収、一九七二年）
- ④⑦ 平田俊春「日本書紀の紀年」（『日本古典成立の研究』所収、一九五九年）。田中卓、前掲④⑥に同じ。
- ④⑧ 『地域と王権の古代史学』四一〜四二ページ、二〇〇二年。